

# 東北大学韓国人留学生会会則

## 第1章 総則

### 第1条 政体及び名称

第1項 本会の正式名称は「東北大学韓国人留学生会」と規定する。

第2項 本会は東北大学に在学している大韓民国国籍の留学生により構成される自治組織である。

### 第2条 目的

第1項 本会は会員間の親睦と協力を図り、活発な学問研究とそれと関連する交流を深める。

第2項 本会は活発な国際交流を通じ、韓国人留学生と地域社会の人々との共存を図る。

第3項 本会は第2条の第1項と第2項を実現するためにそれに相応しい事業を実施する。

## 第2章 会員

### 第3条 会員の定義

第1項 本会の正会員は東北大学及び大学内研究機関に所属する大韓民国国籍の大学院生、学部生、研究生、交換学生、教員、研究員とする。

第2項 その他、本会の一般会員は正会員には該当しないが、本会の規則に同意し、本会を積極的に支持する者とする。

### 第4条 会員の権利

第1項 全会員は本会が主催する事業に参加することができる。

第2項 正会員は定期総会の最高意思決定権を有し、定期総会の予算案と決算案に対する承認権を有する。

第3項 正会員は会則により、本会の代表者に対する選挙権と被選挙権を有する。

### 第5条 会員の義務

第1項 全会員は会則及び定期総会の決定事項を守る義務を有する。

第2項 全会員は大韓民国と東北大学の名誉を失墜させるような行動はしてはならない。

# 東北大学韓国人留学生会会則

## 第6条 個人情報の保護

第1項 本会は会則第2条以外の目的で、会員の許可を得ずに個人情報を使うことができない。

第2項 本会は大韓民国と日本国の両国の個人情報保護関連法令に従い、これに基づき全会員の個人情報を保護するために努力する。

## 第3章 組織

### 第7条 構成と役割

第1項 本会を運営する組織として、会長(1名)と副会長(各キャンパスに1名)により構成される運営委員会を設置し、必要に応じ、新しい運営委員を任命することができる。

第2項 会長は本会を代表し、本会の運営を総括する責任と権限を有する。また、会長は副会長などの運営委員に対する任命権を有する。

第3項 副会長は東北大学の各キャンパスを代表・担当し、その責任を果たす。また、副会長は会長を補佐し、会長の不在の際には会長の職務を代理する。

第4項 会長の任期は1年(4月1日から3月31日)であり、場合によって再任(1回)が可能である。

第5項 副会長の任期は1年であり、会長の命により延長が可能である。

## 第4章 総会

### 第8条 時期と内容

第1項 本会は定期総会を毎年1回(3月)開催する。

第2項 定期総会の際、運営委員会は該当年度の行事の結果、会計などの活動を報告する

第3項 定期総会の際、次期の会長選挙を実施する。

第4項 定期総会の会議内容は7日以内に会員に報告する。

第5項 臨時総会及び運営委員会会議は正会員及び運営委員会が必要とする場合、会長が招集・開催し、会議の当日に会員にその内容を報告する。

# 東北大学韓国人留学生会会則

## 第9条 選挙

- 第1項 次期の会長は正会員の投票によって選出され、最大得票者が当選者として認められる。
- 第2項 指定された投票用紙により投票が行われ、選挙管理委員会が開票を行う。
- 第3項 会長選挙の立候補資格は本会の正会員に限られる。
- 第4項 立候補者がいない場合、副会長の1名が次期の会長になり、副会長の中の複数の候補者がいる場合、選挙で次期の会長を選出する。
- 第5項 第4項で次期の会長が選出されない場合、前年度の会長が次期の会長を指名することができる。
- 第6項 選挙管理委員会は公正で、円滑な選挙が実施されるように選挙全般に関する業務を行う。
- 第7項 選挙管理委員会は選挙管理委員長1名、選挙管理委員2名で構成され、彼らは運営委員会の中で選出される。

## 第5章 会則の改正

### 第10条 条件と効力

- 第1項 本会の会則は運営委員の全てが出席した定期総会に限って、出席者の2/3以上が改正案に同意した場合に改正される。
- 第2項 改正された会則は改正当日に公布され、それと同時に効力を有する。

## 第6章 付則

第11条 本会則は2013年4月1日から施行される。

第12条 本会則に規定されていない事項は運営委員会の決定に従い、その他の必要な部分は通常の慣例によって決定する。

第13条 本会則の制定及び改正による効力は制定及び改正年度において遡及しない。

※ 本会則は2012年度東北大学韓国人留学生会が2012年11月18日に作成し、2013年3月15日の総会で承認されたものである。